

公務員制度改革大綱(抄)

〔平成13年12月25日
閣議決定〕

3 適正な再就職ルールの確立

(3) 公益法人への再就職に係るルール

公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行う。

役員報酬に対する国の助成を廃止する。

退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に務める。

補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。

国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。